地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、データの提出(データの再照会に係る提出も含む。)に遅延等が認められた保険医療機関は、当該月の翌々月において当該加算が算定できないこと等とされているところである。

今般、下記の保険医療機関において、平成28年1月22日に提出すべき平成27年10月から12月分のデータの提出に遅延等が認められたことから下記の取扱いとするので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

記

1. 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成26年3月5日付け保 医発0305第3号)別添1「A245データ提出加算」(4)に該当した病院

保険医療機関名	適用期間
北海道札幌市中央区南21条西9丁目2-11	
医療法人社団土田病院	
北海道札幌市北区東茨戸2条2丁目8番25号	
医療法人社団札幌優翔館病院	
宮城県仙台市泉区七北田字駕籠沢15	平成28年3月1日から
医療法人徳洲会仙台徳洲会病院	平成28年3月31日まで
群馬県利根郡みなかみ町石倉198-2	
医療法人高徳会上牧温泉病院	
埼玉県さいたま市緑区原山3-15-31	
医療法人博仁会共済病院	

保険医療機関名	適用期間
埼玉県春日部市中央1丁目53-16	
医療法人社団嬉泉会春日部嬉泉病院	
神奈川県相模原市緑区中野256	
相模原赤十字病院	
神奈川県横浜市港南区最戸1-3-16	
横浜東邦病院	
大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋3-12-10	
医療法人相愛会相原第二病院	
兵庫県神戸市須磨区須磨浦通2-1-41	
医療法人一高会野村海浜病院	平成28年3月1日から
兵庫県神戸市中央区中山手通7-3-18	平成28年3月31日まで
神戸マリナーズ厚生会病院	
香川県高松市鬼無町藤井435-1	
医療法人財団博仁会キナシ大林病院	
香川県綾歌郡綾川町滝宮486番地	
香川県厚生農業協同組合連合会 滝宮総合病院	
熊本県熊本市南区城南町舞原無番地	
医療法人杏和会城南病院	
鹿児島県鹿児島市荒田一丁目25番6号	
医療法人恵徳会小田代病院	

2. 平成27年度調査において累積して3回データ提出の遅延等が認められ、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成26年3月5日付け保医発0305第1号)別 添3「第26の4データ提出加算」3(4)に該当した病院

保険医療機関名	適用日
大阪府泉南市中小路2丁目1860	平成28年2月1日
医療法人聖心会堀病院	